

農業を経営する皆様へ



全ての農産物を対象に収入減少を補てんします！！

「収入保険」

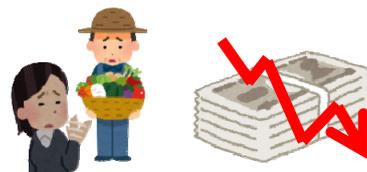


農業で新しい品目の導入、販路拡大などにチャレンジしたいんだけど、様々なリスクがあるんだよねー。

自然災害や病虫害、鳥獣害などで収量が下がった



市場価格が下がった



災害で作付不能になった



けがや病気で収穫ができない



倉庫が浸水して売り物にならない



取引先が倒産した



盗難や運搬中の事故にあった



輸出したが為替変動で大損した



収入保険は様々なリスクから農業経営を守ります！



様々なリスクに備えて収入保険に加入しましょう！

※青色申告を行っている農業経営者が対象です。



どのくらいの補てんになるの？

基準収入1,000万円の場合、保険期間の農産物の販売収入が900万円を下回った場合に補てんされます※

〈補てん金額のイメージ〉

例えば、

保険期間の販売収入が800万円なら90万円
(積立方式の補てん90万円)

保険期間の販売収入が700万円なら180万円
(積立方式の補てん90万円、保険方式の補てん90万円)

保険期間の販売収入が500万円なら360万円
(積立方式の補てん90万円、保険方式の補てん270万円)

(※)掛捨ての保険方式の補償限度80%と掛捨てではない積立方式の補償幅10%で加入した場合です。

規模拡大や過去の収入の傾向を反映した基準収入の試算ができます！



掛金はいくらくらいなの？

基準収入1,000万円の場合、初年は、

・掛捨ての「**保険方式**」のみの場合、**10.9万円**です※

(掛捨ての保険料8.9万円(保険料率1.23%)、付加保険料(事務費)2.0万円)

・「**積立方式**」を組み合わせた場合、**33.6万円**です※

(掛捨ての保険料8.9万円、掛捨てではない積立金22.5万円、付加保険料2.2万円)

(※)保険方式は80%、積立方式は10%で加入した場合です。

保険料と付加保険料は50%、積立金は75%の国庫補助を適用した金額です。

(※)保険金の受取りがなければ、翌年保険料率が下がるのが基本です。

(※)積立金は自分のお金なので、補てんに使われなければ、翌年へ持ち越されます。

(※)保険料等を含めて運転資金が必要な方には、金融機関をご紹介します。

農業共済・ナラシ対策などの類似制度との掛金や補てん金の比較ができます！



各種試算は
全国連HPから！

NOSAI全国連のホームページはこちら
(各種試算のページ)

<http://nosai-zenkokuren.or.jp/t-insurance.html#taiken>



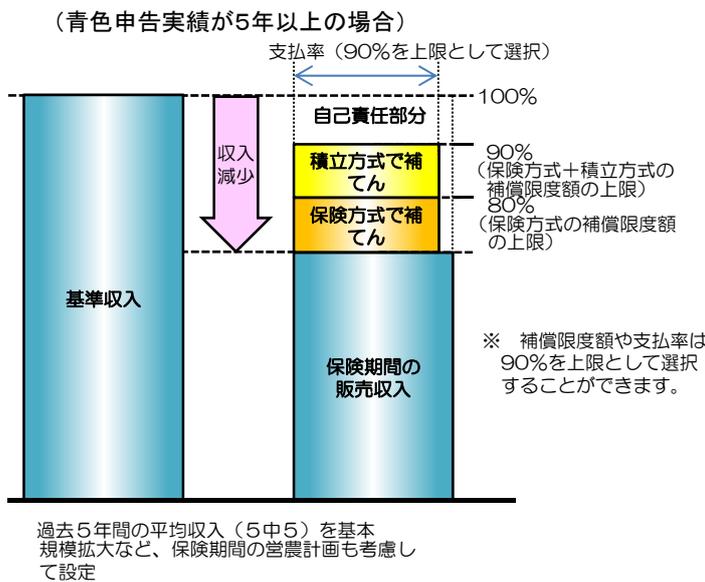
収入保険の仕組み

農業者が保険期間に生産・販売する農産物の販売収入全体が対象です。

- 米、畑作物、野菜、果樹、花、たばこ、茶、しいたけ、はちみつ、生乳など、ほとんどの農産物をカバーします。簡易な加工品（精米、もち、荒茶、仕上茶、梅干し、干し大根、畳表、干し柿、干し芋、乾しいたけ、牛乳等）も含まれます。
 - 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等が措置されているので対象外です。
- ※ 収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度等の類似制度については、どちらかを選択して加入します。

農業者ごとに、保険期間の収入が基準収入の9割を下回った場合に、
(補償限度)
 下回った額の9割を補てんします。
(支払率)

- 掛捨ての「保険方式」と、掛捨てではない「積立方式」の組合せができます。
 - 保険料には50%、積立金には75%、付加保険料には50%の国庫補助があります。
 - 保険料率は、1.23%（令和4年1月より。50%の国庫補助後）です。
- また、自動車保険と同様に、保険金の受取実績に応じて、翌年の保険料率変動します。
- ・ 加入1年目は、「区分0」の率が適用されます。
 - ・ 保険金の受取りがなければ、1段階ずつ下がるのが基本です。
 - ・ 保険金の受取りがあれば、損害率（保険金÷保険料）の大きさに応じて段階は上がりますが、年最大3区分まででとどまります。



危険段階別の保険料率	
危険段階区分	保険料率 (国庫補助後)
10	2.624%
9	1.773%
8	1.713%
7	1.653%
6	1.592%
5	1.532%
4	1.472%
3	1.411%
2	1.351%
1	1.291%
0	1.230%
-1	1.170%
-2	1.110%
-3	1.049%
-4	0.989%
-5	0.929%
-6	0.868%
-7	0.808%
-8	0.748%
-9	0.687%
-10	0.615%

(注:補償限度80%・下限なしの場合)

令和2年1月からは、補償の下限を選択することにより、最大約4割安い保険料で加入できるタイプを新たに創設（8ページのQ14を参照）

- 令和4年の収入保険から、共通申請サービスを通じてインターネット申請した方や自動継続特約で契約を更新した方は、**付加保険料（事務費）が割引**となります。

	インターネット申請 利用の場合
新規加入者	4,500円割引
継続加入者	2,200円割引

	自動継続特約 利用の場合
継続加入者	1,000円割引

※ 継続加入者の方がインターネット申請と自動継続特約の両方を利用した場合、3,200円引

収入保険の加入手続等のスケジュール

令和3年

～12月

加入申請手続

次の書類を作成します。

- ・収入保険加入申請書
- ・農業経営に関する計画
 - 保険期間の営農計画
 - 農業経営の目標
- ・過去の農業収入金額申告書（平成29～令和2年分）
※ 新規加入時のみ

保険料、積立金、付加保険料の納付

保険料と積立金は、分割支払も選択できません（最終の納付期限は保険期間の8月末です。）

※ 保険料、積立金及び付加保険料は、口座振替です。

※ 分割支払は、支払月、支払回数を選択できます。

令和4年の収入保険から、インターネット申請ができるようになりました！
事務費の割引もあります！



分からないことがあれば、
NOSAI職員がサポートします！

(保険期間が 令和4年1月～12月の場合)

令和4年

1～12月

令和5年

保険期間終了後～6月

保険期間

(税の収入算定期間と同じ)

保険金等の 請求・支払

令和3年分の確定申告が終わったら・・・

次の書類を作成します。

- ・過去の農業収入金額申告書 (令和3年分)
 - ・農業経営に関する計画
 - 保険期間中に見込まれる農業収入金額
- 〈必要書類〉
- ・青色申告決算書等の税務申告書類の写しなど

事故が発生したら・・・

自然災害などにより収入減少が見込まれるときは、速やかに事故の発生状況等を通知します。

- ・事故発生等通知書
損害が大きく、資金が必要な方は、無利子のつなぎ融資を申請することができます。

営農計画を変更するとき
は・・・

作付けする品目や面積などを変更するときは、営農計画を変更します。

※農作業日誌、農産物の販売に関する帳簿(農産物受払帳等において、販売金額、販売数量、事業消費仕向け数量等)を必ず記帳します。

令和4年の保険期間が終わったら・・・

会計帳簿等を整えて、確定申告に向けて準備します。

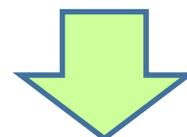
- ・収入保険の保険金、特約補てん金(国庫補助相当分)の見積りを行い、保険期間の収入として申告します。(NOSAI職員等がサポートします。)



次の書類を作成し、保険金・特約補てん金を請求します。

- ・保険期間の農業収入金額実績申告書兼保険金等請求書

- 〈必要書類〉
- ・青色申告決算書等の税務申告書類の写しなど



NOSAI 全国連が内容を審査後、保険金・特約補てん金を支払います。

収入保険に関するQ&A

Q1 収入保険の対象収入は、どのようにして計算するのですか。

- 1 収入保険では、自ら生産した農産物の販売収入全体を対象とします。
- 2 その把握については、税制度と整合した簡素な仕組みとするため、青色申告決算書における収入金額の算定方法に準じて、次のように計算します。
- 3 なお、雑収入については、農産物の販売収入に関係のないものも含まれますので、基本的には計算式には入れません。

$$\text{対象収入} = \text{農産物の販売金額} + \text{事業消費金額} \\ + (\text{期末棚卸高} - \text{期首棚卸高})$$

Q2 税申告上、雑収入として計上されるものは、基本的に、収入保険の対象収入に含めないとのことですが、雑収入の中で対象収入となるものがありますか。

雑収入として計上されているものであっても、農産物の販売金額と同等のものについては、収入保険の対象収入に含めることとしています。例えば、

- ① 農産物の精算金
- ② 畑作物の直接支払交付金、甘味資源作物交付金、でん粉原料用いも交付金及び加工原料乳生産者補給金の数量払
- ③ JTの葉たばこ災害援助金等が該当します。

Q3 飼料用米の交付金にも数量払的な要素が入っていますが、対象収入に含まれるのですか。

飼料用米の交付金については、単収に応じて面積当たり単価が変動しますが、麦、大豆等の水田活用の直接支払交付金と同じ面積払であり、畑作物の直接支払交付金などの数量払とは性格が異なります。また、農業共済においても、飼料用米の交付金は補償の対象としていないことから、対象収入に含まれません。

Q4 作業受託料は、対象収入となるのですか。

作業受託料については、

- ① 税申告上、雑収入として計上されること
- ② 生産者と作業受託者の双方が収入保険に加入した場合に、例えば、ほ場が被害を受けて作物の生産ができなくなり、作業受託料が支払われなかったときに、生産者のみならず、作業受託者にも保険金が二重に支払われる可能性があること等から、対象収入に含まれません。

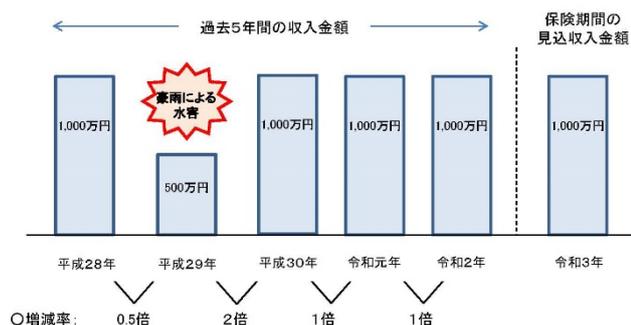
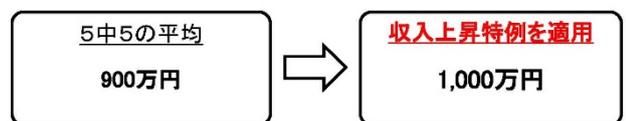
Q5 基準収入はどのように算定するのですか。

- 1 基準収入については、過去5年間の平均収入（5中5）を基本（過去5年間の青色申告実績がない場合は、実績のある年の平均収入）としつつ、保険期間の営農計画を考慮して設定します。
- 2 具体的には、
 - ① 経営面積を拡大する場合は、過去の単位面積当たり平均収入及び保険期間の経営面積を用いて上方修正（保険期間の見込農業収入金額の範囲内）
 - ② 過去の収入に上昇傾向がある場合は、過去5年間の平均収入及び各年の収入の上昇傾向の平均値を用いて上方修正（保険期間の見込農業収入金額の範囲内）
 - ③ 経営面積を縮小する場合や単収・単価の低い作物へ転換する場合などは、これらを加味して下方修正など、客観的な算定ルールを用いて設定します。
- 3 基準収入については、簡単に試算できるシミュレーションソフトを、各農業共済組合等のホームページで公開しています。
また、加入申請の際には、インターネット申請画面やタブレット端末システム上でも、シミュレーションを行うことができます。

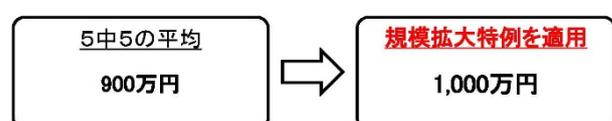
Q6 過去5年間のいずれかの年に、収入が皆無となるような大きな災害があった場合、基準収入を過去5中5平均とすると、基準収入が大きく下がり、十分な補償にならないのではないですか。

- 1 基準収入の計算に当たっては、実質的に自然災害年の収入減少が影響しないようになる仕組みを準備しています。
 - 2 具体的には、
 - ① 過去に、自然災害により収入が大幅に減少した年がある場合、「収入上昇特例」を適用し、基準収入を上方補正します。（図1）
 - ② 過去に、土砂災害などの自然災害により営農ができない農地や施設が発生し、収入が大幅に減少した年がある場合、翌年に農地や施設の復旧工事を行い、営農が再開できる状態になっていれば、災害が発生した年の経営面積を補正（被害面積に応じた）することにより「規模拡大特例」を適用し、基準収入を上方補正します。（図2）
- ※ いずれも、保険期間の営農計画に基づく見込農業収入金額が上限となります。

（図1）



（図2）



Q7 事故発生の通知は、どのような場合に行うのですか。

収入保険では、農産物の数量減少に係る損害があった場合に、事故発生の通知を義務づけていますが、具体的には、補てんの際に、1割の自己責任部分があることを勘案し、原則として、対象農産物等の種類ごとに1割以上の数量減少が見込まれる事故の場合に通知を行います。

2 なお、通知は、メールや電話による連絡でも可能です。

Q8 保険期間に大きな損害があり、収入減が見込まれるときに、何か手当はありますか。

農業者の中には自然災害等の発生時に当座の資金が必要となる場合もあることから、全国農業共済組合連合会が無利子でつなぎ融資を行うこととしています。

Q9 保険料、積立金、付加保険料の税務上の取扱いはどうなりますか。

収入保険の加入者が納付する保険料、積立金及び付加保険料については、税務上、

- ① 保険料、付加保険料は、原則として保険期間の必要経費又は損金に算入
- ② 積立金は、預け金となります。

Q10 保険金及び特約補てん金は、保険期間の翌年の支払となると税負担が過大になるおそれがあるので、税務上、保険期間の総収入金額に算入されるようにすべきではないですか。

- 1 保険金と、特約補てん金のうち国庫補助相当分は、税務上、保険期間の総収入金額に算入することになります。
- 2 保険期間終了後、加入者は収入保険の保険金及び特約補てん金（国庫補助相当分）の見積りを行い、これら見積り金額を含めて確定申告を行うことになります。
- 3 このため、確定申告に間に合うように、全国農業共済組合連合会が、保険金及び特約補てん金の見積りができるツールを準備し、農業共済組合等の職員がサポートします。

Q11 青色申告を行っている農業者が経営を移譲した場合、その青色申告実績は引き継がれるのですか。

- 1 青色申告を行っている農業者が、経営を移譲する場合の青色申告実績の取扱いについては、
 - ① 譲受人が青色申告を行う者であって、
 - ② 経営移譲の前後で事業の同一性が認められる場合は、青色申告実績を引き継ぐこととします。
- 2 例えば、青色申告を行う子へ親の経営をそのまま移譲する場合は、青色申告実績を引き継ぐことができます。

Q12 収入保険と農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度については、どちらかを選択して加入するとのことですが、同時に加入できる事業はあるのでしょうか。

次の事業は、収入保険と同時に加入できます。

- 野菜の価格下落時の出荷調整を支援する事業
(野菜需給均衡総合推進対策事業等)
- 野菜の契約取引において不作時の数量確保を支援する事業
(契約指定野菜安定供給事業数量確保タイプ等)
- 園芸施設共済(施設本体部分)
- 果樹共済の樹体共済
- 家畜共済(搾乳牛、繁殖雌牛等の固定資産及び育成乳牛(販売実績がなく保険期間中も販売しない酪農家が飼養するものに限る。)、病傷共済)等

※ 令和3年1月からは、当分の間の特例として、野菜価格安定制度の利用者が初めて収入保険に加入する場合、最初の1年間に限り収入保険と野菜価格安定制度を同時利用することができます。

Q13 野菜価格安定制度の指定産地において、野菜価格安定制度から収入保険へ移行する農業者が増加すると、産地要件を満たさなくなりますか。

- 1 野菜価格安定制度における指定産地の要件は、野菜価格安定制度に加入していない農業者も含め、産地における指定野菜の作付面積等に基づき判定することとなっています。
- 2 このため、指定産地において野菜価格安定制度から収入保険へ移行する農業者が増加したとしても、それにより産地要件を満たさなくなることはありません。

(参考) 指定産地の要件

- ① 指定野菜の作付面積が20ha以上
- ② 出荷団体(JA等)及び大規模生産者における指定野菜の出荷割合が指定産地全体の出荷数量の2/3以上

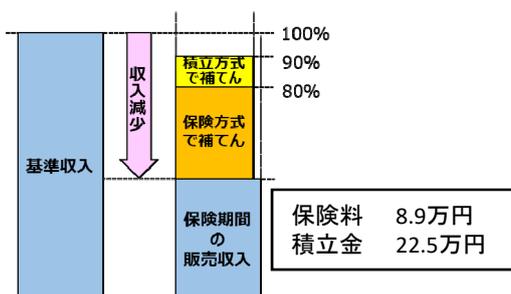
Q14 過去の収入をみても、収入が大きく減少した年はないので、安い掛金で加入はできませんか。

令和2年の収入保険から、農産物の販売収入が半減することが想定しづらい複合経営の方の要望も踏まえ、発動基準(基準収入の9割)は変えずに、受け取る保険金の額を小さくする(補償の下限を70%、60%、50%から選択し、補償範囲を小さくする)ことで、保険料が最大で約4割安くなるタイプに加入することができます。

例えば、基準収入が1,000万円の場合は、保険期間の販売収入がゼロになっても補償する基本タイプでは、保険料は約8.9万円ですが、補償の下限を基準収入の70%、すなわち販売収入が700万円になるまで(3割減)の収入減少を補償するタイプにすると、保険料は約4.9万円(約4割安い)となります。

基本のタイプ

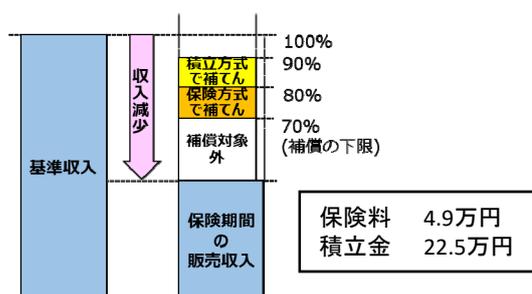
補償の下限を選択しない場合



(注) 5年以上の青色申告実績がある者の場合

補償の下限を設けたタイプ

基準収入の70%を補償の下限として選択した場合



(注) 5年以上の青色申告実績がある者の場合

(下限は70%、60%、50%から選択可)

収入保険加入申請書を作成します

【参考様式1号】

農業経営収入保険 加入申請書 (令和4年(年度))

全国農業共済組合連合会会長理事 殿

貴連合会の事業規程を了知した上で、農業経営収入保険に加入したいので、下記のとおり申請します。また、別紙1「加入申請に関する誓約事項」について誓約します。

【1. 保険資格者の情報】 下記の内容を記入し、該当する選択肢に✓を記入してください。		申請年月日	令和 3年 10月 1日
フリガナ	ノウギョウ タロウ	経営形態	<input checked="" type="checkbox"/> 個人
氏名又は法人名	農業 太郎		<input type="checkbox"/> 法人 事業年度 年 月 日 ~ 年 月 日
フリガナ		青色申告書の提出年数	<input checked="" type="checkbox"/> 4年以上 <input type="checkbox"/> 3年 <input type="checkbox"/> 2年 <input type="checkbox"/> 1年
代表者氏名(法人のみ)		青色申告の種類	<input type="checkbox"/> 正規の簿記 <input checked="" type="checkbox"/> 簡易簿記 <input type="checkbox"/> 現金主義の特例による青色申告はありません
住所	〒102-0082 東京都千代田区一番町●●	電話・FAX	(電話) 03-●●●●-●●●● (FAX) 03-▲▲▲▲-▲▲▲▲
性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 ●●年 ●月 ●日
		E-mail	nogyo●●@▲▲.ne.jp

【2. 補償内容の選択】 各項目ごとに、希望する選択肢に✓を記入してください。「保険方式のみ」を選択した場合は、積立方式の補償幅、支払率の選択は不要です。

補償方式	<input type="checkbox"/> 保険方式のみ <input checked="" type="checkbox"/> 保険方式+積立方式		
補償限度	青色申告書の提出年数が	積立方式	補償幅
	・4年以上の場合	支払率	<input checked="" type="checkbox"/> 10% <input type="checkbox"/> 5%
	・3年の場合		<input checked="" type="checkbox"/> 90% <input type="checkbox"/> 80% <input type="checkbox"/> 70% <input type="checkbox"/> 60% <input type="checkbox"/> 50%
・2年の場合	<input type="checkbox"/> 40% <input type="checkbox"/> 30% <input type="checkbox"/> 20% <input type="checkbox"/> 10%		
・1年の場合		※ 保険方式で選択した支払率以下で選択してください。	
補償の下限	<input type="checkbox"/> 70% <input type="checkbox"/> 60% <input type="checkbox"/> 50% <input checked="" type="checkbox"/> なし	基準収入金額の算定方法の特例	<input checked="" type="checkbox"/> 規模拡大特例 <input type="checkbox"/> 収入上昇傾向特例
支払率	<input checked="" type="checkbox"/> 90% <input type="checkbox"/> 80% <input type="checkbox"/> 70% <input type="checkbox"/> 60% <input type="checkbox"/> 50%	※ 両方の特例を選択することもできます。 ※ 収入上昇傾向特例は、青色申告書の提出年数が4年以上ある場合のみ選択できます。	
野菜価格安定対策事業の同時利用の特例	<input type="checkbox"/> 適用する <input checked="" type="checkbox"/> 適用しない ※ 収入保険の加入申請の承諾を受けたことがある者は同時利用できませんので、適用しないにします。	期末棚卸高の販売単価	<input checked="" type="checkbox"/> 見込農業収入金額の算出時に用いる見込単価 <input type="checkbox"/> 保険期間中の販売金額の平均単価

【3. 保険料・積立金の支払方法】 希望する選択肢に✓を記入してください。「分割支払」を選択した場合は希望する分割回数を記入してください。

保険料	<input type="checkbox"/> 一括支払 <input checked="" type="checkbox"/> 分割支払 (9回)
積立金	<input checked="" type="checkbox"/> 新たに積立方式に加入 ⇒ 保険料と同じ支払方法です <input type="checkbox"/> 継続して積立方式に加入 ⇒ 保険期間の開始から8か月目の月の末日までに一括で支払いいただきます
管理コード	別紙2「個人情報の取扱い」に記載された内容について <input checked="" type="checkbox"/> 同意します

〈主な手順〉

- ① 氏名・住所等の記入のほか、加入申請時の青色申告書の提出年数と青色申告の種類に☑チェックします。
- ② 希望する補てん方式などを選択し、☑チェックします。
※ 「保険方式」、「積立方式」、「基準収入金額の算定方法の特例」及び「期末棚卸高の販売単価」は、保険期間に入ってから、加入申請日の属する年の農業収入金額を申告する時に選択します。
- ③ 保険料・積立金の支払方法について、一括支払か分割支払のいずれかを選択し、☑チェックします。また分割支払を選択した場合は希望する分割回数を記入します。
※ 保険料等は口座振替です。口座振替依頼書を別途作成します。
- ④ 「個人情報の取扱い」を確認していただいた上で、☑チェックします。

誓約事項と個人情報の取扱いを確認します

- 収入保険の加入申請を行う方は、「**加入申請に関する誓約事項**」を確認していただいた上で、加入申請書にご記入・ご捺印ください。
- 「**個人情報の取扱い**」について、同意していただくことで、データを将来の保険料率の算定に役立てます。また、申請内容の確認の手間が減ります。

どちらも重要な事項が記載されております。
必ずご確認ください！！



加入申請に関する誓約事項

以下の項目について誓約します。なお、誓約に反する行為が判明した場合には、保険金・特約補填金の支払を行わない場合があることに異存ありません。

1 加入申請の際、次に掲げる重要な事実又は事項については、適正に通知します。

- (1) 加入申請日において既に災害による被害を受けた対象農産物等があることその他保険期間における農業収入金額が過去における農業収入金額を下回ることが見込まれる事由がある場合にあっては、その事由
- (2) 所得税又は法人税の申告方法に変更があること
- (3) 提出書類の記載事項のうち、次に掲げる事項
 - ① 「過去の農業収入金額申告書」のうち、対象農産物等の種類、保険期間の期首棚卸高及び期末棚卸高、販売金額、事業消費金額
 - ② 「農業経営に関する計画」のうち、保険期間に係る次に掲げる事項
 - ア 対象農産物等の種類、当該種類ごとの栽培面積・飼養頭羽数等、栽培又は飼養の時期及び経営面積
 - イ 対象農産物等の種類ごとの保険期間の期首棚卸高及び期末棚卸高、収穫量・出荷頭羽数、販売金額、事業消費金額並びにこれらの金額の算定の基礎となる事項
 - ③ 青色申告書を提出した実績に関する事項

2 保険料、積立金及び事務費の支払に当たっては支払期日を守ります。

3 以下の事項を遵守します。

- (1) 保険期間中に、農作業日誌、事業消費帳簿、販売帳簿を作成し、必要な事項を記録及び保存しておくこと。
- (2) 保険期間中に、営農計画の記載内容に変更が生じた場合に、全国連合会に通知すること。
- (3) 過去の青色申告決算書の内容について、修正申告等により変更が生じた場合に、全国連合会に通知すること
- (4) 全国連合会から調査及び必要な資料の要求があった場合に協力すること。

4 通常の農業者の行う農業経営に係る努力その他保険事故の発生防止の義務を履行します。

5 全国連合会による保険事故の発生防止の指示に従います。

6 事故発生通知は適正に行います。

7 植物防疫法の規定を遵守します。

8 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）第3条の規定に基づき作成される牛個体識別台帳の記録事項について、全国連合会が利用することを承諾します。

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてをよくお読みになり、その内容に同意する場合は「農業経営収入保険加入申請書」の「個人情報の取扱い」欄の「同意します」に✓を記入してください。

農業経営収入保険事業に係る個人情報の取扱いについて

全国農業共済組合連合会は、収入保険の保険資格者から提出された収入保険加入申請書等に記載された個人情報を個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、その他の関係法令に基づき適正に管理し、農業経営収入保険事業（以下「収入保険」といいます。）に関する加入事務、保険金及び特約補填金の支払事務並びにつなぎ資金貸付事務（翌年以降も収入保険に加入される場合にあっては、翌年以降に行われるこれらの事務を含みます。）のために利用します。

また、全国農業共済組合連合会は、上記に付随する事務及び全国農業共済組合連合会の業務運営を適切かつ円滑に履行するために、業務委託する事業者等に、収入保険加入申請書等の内容を必要な範囲において提供する場合があります。

このほか、①収入保険の保険料率の算定、統計の作成及び制度の改善のために農林水産省本省に、②農林水産統計調査の母集団整備や調査事項の確認・補完等のために農林水産省（本省、地方農政局、北海道農政事務所）及び内閣府沖縄総合事務局に、③農業保険法（昭和22年法律第185号）第176条第2項において定める共済事業及び農業収入の減少について補填を行う事業（注1）並びに都道府県等の実施する農業収入の減少について補填を行う事業との重複利用の確認のために保険資格者の関係する次の機関等（注2）に、④収入保険の加入を要件としている補助事業について、その利用者の収入保険への加入状況を確認できるようにするために、当該補助事業の実施機関に、収入保険加入申請書等の内容を必要な範囲において提供する場合があります。

なお、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律第16条第3項各号に掲げる場合を除き、保険資格者の同意を得るものとします。

農業経営に関する

(1) まず、保険期間の営農計画を作成します。

※ 保険期間に栽培又は飼養する全ての農産物等の作付予定面積、作付期、収穫期などを整理します。

【様式4号】

農業経営に関する計画 (令和4年(年度)分)

令和3年10月1日

申請者 住所 東京都千代田区一番●●
氏名 農業 太郎

加入者管理コード

(1) 保険期間の営農計画
① 農産物及び畜産物の営農計画
【農産物用】

農産物			作付予定 面積 ①	作付期	収穫期		保険期間に 係る 作付面積 ①×②	保険期間開始前の 事故の発生状況		備考
種類	品目	用途			(年・月)	保険期間に 収穫する割合 ②		事故の 発生	事故発生 の通知	
野菜	キャベツ		80a	R4.3	R4.6	100%	80a	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
麦類	小麦	数量払対象 (パン・中華麺用)	300a	R3.11	R4.5	100%	300a	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
麦類	小麦	数量払対象 (パン・中華麺用)	300a	R4.11	R5.5	0%	0a	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
米	水稲(うるち)	主食用	430a	R4.6	R4.10	100%	430a	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

【申請者の住所地以外の経営耕地等】

◆ 認定農業者又は認定就農者である場合は、該当するものに✓を記入してください。

認定農業者である 認定就農者である

◆ 認定農業者等の認定を希望する場合は、該当するものに✓を記入してください。

認定農業者を希望する 認定就農者を希望する

※ 認定農業者等の認定を希望される場合は、最寄りの市町村へ連絡して、助言・指導が受けられるように手配します。

【担当者記入欄】

【参考情報】

GAPの認証

米の事前契約の締結

農業版BCPの策定

【畜産物用】

(単位: 頭羽等)

畜産物			種付 又は導入 年(年度)	飼養又は 導入頭羽数 ①	出荷予定年(年度)		保険期間の 出荷に係る 飼養又は 導入頭羽数 ①×②	保険期間開始前の 事故の発生状況		備考
種類	品目	用途			年(年度)	保険期間に 出荷する割合 ②		事故の 発生	事故発生 の通知	
生乳	生乳	加工原料乳以外		10	R4	100%	10	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
								<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
								<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
								<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

② 規模拡大特例に適用する経営面積

規模拡大特例を希望する場合は、過去5年間及び保険期間の経営面積を記入してください。

過去の経営面積					保険期間の経営面積	
平成29年(年度)分	平成30年(年度)分	平成元年(年度)分	令和2年(年度)分	令和3年(年度)分	令和4年(年度)分	
a	m	a	m	a	m	m
779		779		779	800	800
						853

計画を作成します

〈主な手順〉

- ① 保険期間中に栽培又は飼養する全ての農産物等の種類等を入力します。
 - ② 農産物の種類等ごとに、作付予定面積、作付期、収穫期を入力します。
※ 「保険期間に収穫する割合」には、作付予定面積のうち、保険期間の年分の税務申告において、収入金額（販売金額・期末棚卸高等）に計上する金額に相当する面積の割合を記入します。
 - ③ 保険期間開始前に、既に事故が発生している農産物等がある場合は、
 チェックします。
※ 収入保険の継続加入者や加入申請時点で農業共済に加入している農業者が事故発生の通知を行っている場合は、事故発生の通知欄にチェックします。なお、収入保険や共済の事故発生の通知を行っていない場合は、備考欄に対象外と入力します。
 - ④ 認定農業者または認定就農者の認定を希望する場合は、該当するものに
チェックします。
- 【加入申請時ではなく、保険期間に入ってから、加入申請日の属する年の農業収入金額を申告する時に入力します。】
- ⑤ 基準収入金額の計算上、規模拡大特例を希望する場合に、過去と保険期間の経営面積を入力します。
※ 農地台帳、共済細目書等の耕地面積等を根拠として、申告面積を入力します。
※ 農産物等ごとの作付面積の合計ではありません。

(2) 次に農業経営の目標を作成します。

※ 認定農業者又は認定就農者の方は、作成する必要はありません。

①

(3) 農業経営の目標

認定農業者又は認定就農者でない場合は、下記の1及び2を記入してください。

②

1 農業経営の現状と目標

<農産物等の生産>

農産物又は 畜産物名	現状(令和2年)		目標(令和8年)	
	作付面積又は 飼養頭数 (a、頭等)	出荷・販売量 (kg、本等)	作付面積又は 飼養頭数 (a、頭等)	出荷・販売量 (kg、本等)
キャベツ	80a	32,800kg	100a	40,000kg
小麦	250a	14,500kg	320a	18,500kg
米	430a	23,005kg	450a	24,300kg
生乳	10頭	80,000kg	12頭	96,000kg

※現状は加入申請日の属する年の前年、目標年は原則5年後を記入してください。

<農産物等の販売>

農産物又は 畜産物名	現状(令和2年)	目標(令和8年)
	販売金額(万円)	販売金額(万円)
キャベツ	390	500
小麦	75	110
米	630	670
生乳	808	948
合計	1,903	2,228

<主たる従事者の所得目標>

年間農業所得 (万円)	現状(令和2年)	目標(令和8年)
		800万円

2 目標達成のために取るべき措置

※該当する取組に✓を記入し、括弧内に具体的な内容を記載してください。

経営規模の拡大

農地中間管理機構の活用

生産方式の改善・合理化

新作物の導入、新技術の導入

経営の多角化

経営の改善・合理化

労働力の確保等

その他の取組み

住所	(〒102-0082 東京都千代田区一番町●●)		
氏名	農業 太郎	連絡先	03 (●●●●) ●●●●

※認定農業者等の認定を希望される場合は、本紙の写しを最寄りの市町村へ提供します。

③

〈主な手順〉

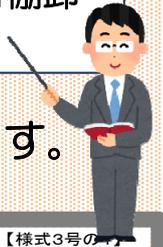
- ① 農業経営の現状（加入申請年の前年）と、原則5年後のおおまかな目標を入力します。
- ② ①で入力した目標を達成するために取組む内容を簡潔に入力します。
- ③ 認定農業者又は認定就農者の認定を希望する場合は、住所・氏名等を入力します。最寄りの市町村から認定農業者等になるための助言・指導が受けられるように手配します。

※ 「農業経営の目標」は5年後の将来を見て、どのような経営を目指すのか概略を記載します。
それが難しい場合は、現状と同程度の内容を記載しても構いません。



過去の農業収入金額申告書

農業収入金額は、農産物の販売金額＋事業消費金額＋（期末棚卸高－期首棚卸高）により計算します。



(1) まず、補助フォームを用いて農産物等の販売金額を整理します。

【様式3号の...】

対象農産物等の種類ごとの販売金額を整理するための補助フォーム（農業所得用） （令和2年分）

令和3年10月1日

【消費税の扱い】

青色申告決算書における消費税の扱いについて、以下の該当する口に✓を記入してください。

税込経理方式 税抜経理方式

申請者住所 東京都千代田区一番町●●●
氏名 農業 太郎

加入者管理コード

（単位：円）

青色申告決算書の ①収入金額の内訳		農産物又は畜産物の区分 （収入保険申告用）			販売金額 ①	左記から除外 するもの ②	雑収入等のうち 販売金額に含めるもの ③		収入金額として 申告する 販売金額 ＝①－②＋③
区分	販売金額	種類	品目	用途			数量払	その他	
キャベツ	3,250,000	野菜	キャベツ		3,250,000				3,250,000
小麦	750,000	麦類	小麦	数量払対象 （パン・中華麺用）	750,000		2,250,000		3,000,000
米	6,300,000	米	水稲（うるち）	主食用	6,300,000	200,000			6,400,000
生乳	7,900,000	生乳	生乳	加工原料乳 以外	7,900,000			300,000	7,900,000
合計	18,200,000				18,200,000	200,000	2,250,000	300,000	20,550,000

【担当者記入欄】

令和 2 年分

氏名 農業 太郎

F A 3 1 2 5

④ 収入金額の内訳（現金主義によっている人は、期首、期末の棚卸高は記入しないでください。）

区分	作付面積 （飼育） （頭羽数）	本年 収穫量 （生産頭数）	農産物の 期首棚卸高		販売金額	家事消費 事業消費		農産物の 期末棚卸高	
			数量	金額		数量	金額	数量	金額
キャベツ	80				3,250,000		100,000		
小麦	250				750,000				
米	430			150,000	6,300,000			230,000	
生乳	10				7,900,000				
合計				150,000	18,200,000		100,000	230,000	

区分	金額
米精算金	300,000
畑作物の直接支払交付金	2,250,000
合計	2,550,000

⑤ 農産物以外の棚卸高の内訳（現金主義によっている人は、記入しないでください。）

区分	期首棚卸高		期末棚卸高	
	数量	金額	数量	金額
本収農産物				
販売用動物				
備蓄用動物				
備蓄用農産物				
その他				
合計				

⑥ 雇人費の内訳

氏名・住所又は作業名	日数	支給額			所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額
		現金	現物	合計	
その他（人分）					
計					

⑦ 専従者給与の内訳

氏名	続柄	年齢	従事 月数	支給額			所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額
				現金	現物	合計	
計							

（注）①、②、③、④、⑤、⑥、⑦の金額は、それぞれを1ページの①、②、③、④、⑤、⑥、⑦の欄に移記してください。

を作成します(個人の場合)

〈主な手順〉

- ① 青色申告決算書から、農産物等ごとの販売金額を入力します。

※ 簡易な加工品（精米、もち、荒茶、仕上茶、梅干し、干し大根、畳表、干し柿、干し芋、乾しいたけ、牛乳等）も含めることができます。簡易な加工品とそれ以外の加工品の整理が難しい場合は、すべて事業消費金額とすることもできます（18ページの③）。
- ② ①の販売金額に他者から仕入れた農産物等の販売金額などが含まれている場合は、その金額を入力し、①の販売金額から除外します。

※ 他者から仕入れた農産物等の販売金額のほか、補助金、作業受託料収入、保険金、共済金、簡易な加工品に該当しない加工品の販売金額なども該当します。
- ③ 畑作物の直接支払交付金などの数量払がある場合は、その金額を入力し、①の販売金額に含めます。

※ 畑作物の直接支払交付金の数量払（麦、大豆等）のほか、甘味資源作物交付金（さとうきび）、でん粉原料用いも交付金（かんしょ）及び加工原料乳生産者補給金（加工原料乳）も該当します。
- ④ 雑収入に、JAから支払われた農産物等の精算金などがある場合は、その金額を入力し、①の販売金額に含めます。

※ JAから支払われた農産物等の精算金のほか、JTの葉たばこ災害援助金、植物防疫法に基づく補償金なども該当します。

過去の農業収入金額を整理するには、青色申告実績の年数分の「青色申告決算書」、「所得税の確定申告書B第1表」が必要です。

※ これらの資料で整理できない金額がある場合は、その金額が記載されている会計帳簿があると整理しやすくなります。



(2) 次に、販売金額以外の期首棚卸高、事業消費、期末棚卸高の金額も整理し、過去の収入金額全体を整理します。

【様式2号】

過去の農業収入金額申告書
(令和2年(年度)分)

令和3年10月1日

申請者住所 東京都千代田区一番町●●
氏名 株式会社農業ファーム 代表取締役 農業 太郎

加入者管理コード

(単位:円)

農産物又は畜産物			期首棚卸高 ①	販売金額 ②	事業消費金額 ③	期末棚卸高 ④	収入金額 ②+③+④-①	備考
種類	品目	用途						
野菜	キャベツ			3,250,000	100,000		3,350,000	
麦類	小麦	数量払対象 (パン・中華種用)		3,000,000			3,000,000	
米	水稻(うるち)	主食用	150,000	4,100,000		230,000	4,180,000	
生乳	生乳	加工原料乳 以外	①	7,900,000	③	④	7,900,000	
合計			150,000	18,250,000	100,000	230,000	18,430,000	

②

【担当者記入欄】

担当者記入欄

令和2年分

氏名 農業 太郎

FA3125

④ 収入金額の内訳 (現金主義によっている人は、期首、期末の棚卸高は記入しないでください。)

区分	作付面積 (飼育) (頭羽数)	本年 収穫量 (生産頭数)	農産物の 期首棚卸高 数量	農産物の 期首棚卸高 金額	販売金額	家事消費 金額	農産物の 期末棚卸高 数量	農産物の 期末棚卸高 金額
キャベツ	80				3,250,000	100,000		
小麦	250			750,000				
米	430			150,000	6,300,000			230,000
畜産物計	760		⑤	150,000	10,300,000	100,000	⑥	230,000
生乳	10				7,900,000			
合計				①	18,200,000	②	③	④

⑤ 農産物以外の棚卸高の内訳 (現金主義によっている人は、記入しないでください。)

区分	期首 数量	期首 金額	期末 数量	期末 金額
本収獲産物				
家畜用飼料				
農産物以外の棚卸高				
その他				
合計				

③ 雇人費の内訳

氏名・住所又は作業名	日数	現金	現物	合計	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額
計					

④ 専従者給与の内訳

氏名	続柄	年齢	従事 月数	現金	現物	合計	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額
計							

注) ①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩の金額は、それぞれを1ページの①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩の欄に移記してください。

〈主な手順〉

① 青色申告決算書で、農産物等ごとの期首棚卸高の申告があれば、その金額を入力します。

② 「補助フォーム」の「収入金額として申告する販売金額」欄の金額を転記します。

③ 青色申告決算書で、農産物等ごとの事業消費金額の申告があれば、その金額を入力します。

※ 家事消費金額は含めません。

※ 農家レストランへの食材利用などが該当します。また、15ページの補助フォームにおいて販売金額から除外（②「左記から除外するもの」に整理）した簡易な加工品に該当しない加工品の販売金額（他の農業者が生産した原材料分は除きます。）も事業消費金額となります。

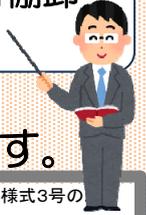
④ 青色申告決算書で、農産物等ごとの期末棚卸高金額の申告があれば、その金額を入力します。

これで、過去の農業収入金額の整理ができました。
次に、保険期間の営農計画に基づく保険期間中に見込まれる農業収入金額を計算します。
(→ 23ページへ)



過去の農業収入金額申告書

農業収入金額は、農産物の販売金額＋事業消費金額＋（期末棚卸高－期首棚卸高）により計算します。



(1) まず、補助フォームを用いて農産物等の販売金額を整理します。

【様式3号の

対象農産物等の種類ごとの販売金額を整理するための補助フォーム（一般・法人用） （令和2年度分）

令和3年10月1日

【消費税の扱い】

青色申告決算書における消費税の扱いについて、以下の該当する口に✓を記入してください。

税込経理方式 税抜経理方式

申請者住所 東京都千代田区一番町●●
氏名 株式会社農業ファーム 代表取締役 農業 太郎

加入者管理コード

(単位:円)

損益計算書の売上高 □合計 <input checked="" type="checkbox"/> 製品売上高 (該当する口に✓を記入してください)		農産物又は畜産物の区分 (収入保険申告用)			販売金額 ①	左記から 除外するもの ②	雑収入等のうち 販売金額に含めるもの ③		収入金額として 申告する 販売金額 =①-②+③
区分(勘定科目)	売上高	種類	品目	用途			数量	その他	
製品売上高	18,200,000	野菜	キャベツ		3,250,000				3,250,000
		麦類	小麦	数量払対象 (パン・中華類用)	750,000			2,250,000	3,000,000
		米	水稻(うるち)	主食用	6,300,000	2,500,000		300,000	4,100,000
		生乳	生乳	加工原料乳 以外	7,900,000				7,900,000
合計	18,200,000				18,200,000	2,500,000	2,250,000	300,000	18,250,000

【担当者記入欄】

損益計算書

株式会社農業ファーム

自 令和2年4月1日
至 令和3年3月31日

< 経常損益の部 >

【営業損益の部】

【純売上高】

製品売上高 18,200,000
価格補填収入 2,250,000
売上高計 20,450,000

【売上原価】

期首商品製品棚卸高(米) 150,000
当期商品製造原価 10,800,000
当期商品仕入れ高(米) 2,500,000
期末商品棚卸高(米) -230,000
事業消費高(キャベツ) -100,000
売上原価計 13,120,000

売上総利益 7,330,000

【営業外損益の部】

【営業外収益】

米精算金 300,000

を作成します(法人の場合)

〈主な手順〉

①

損益計算書から、農産物等ごとの販売金額を入力します。

※ 簡易な加工品（精米、もち、荒茶、仕上茶、梅干し、干し大根、畳表、干し柿、干し芋、乾しいたけ、牛乳等）も含めることができます。簡易な加工品とそれ以外の加工品の整理が難しい場合は、すべて事業消費金額とすることもできます（22ページの③）。

②

①の販売金額に他者から仕入れた農産物等の販売金額などが含まれている場合は、その金額を入力し、①の販売金額から除外します。

※ 他者から仕入れた農産物等の販売金額のほか、補助金、作業受託料収入、保険金、共済金、簡易な加工品に該当しない加工品の販売金額なども該当します。

③

畑作物の直接支払交付金などの数量払がある場合は、その金額を入力し、①の販売金額に含めます。

※ 畑作物の直接支払交付金の数量払（麦、大豆等）のほか、甘味資源作物交付金（さとうきび）、でん粉原料用いも交付金（かんしょ）及び加工原料乳生産者補給金（加工原料乳）も該当します。

④

営業外利益に、JAから支払われた農産物等の精算金などがある場合は、その金額を入力し、①の販売金額に含めます。

※ JAから支払われた農産物等の精算金のほか、JTの葉たばこ災害援助金、植物防疫法に基づく補償金なども該当します。

過去の農業収入金額を整理するには、青色申告実績の年数分の「損益計算書」、「法人税の申告書の別表一及び別表四」が必要です。

※ これらの資料で整理できない金額がある場合は、その金額が記載されている会計帳簿があると整理しやすくなります。



〈主な手順〉

- ① 損益計算書で、農産物等ごとの期首棚卸高の申告があれば、その金額を入力します。
- ② 「補助フォーム」の「収入金額として申告する販売金額」欄の金額を転記します。
- ③ 損益計算書で、農産物等ごとの事業消費高の申告があれば、その金額を入力します。
※ 農家レストランへの食材利用などが該当します。また、19ページの補助フォームにおいて販売金額から除外（「②左記から除外するもの」に整理）した簡易な加工品に該当しない加工品の販売金額（他の農業者が生産した原材料分は除きます。）も事業消費金額となります。
- ④ 損益計算書で、農産物等ごとの期末棚卸高の申告があれば、その金額を入力します。

これで、過去の農業収入金額の整理ができました。
次に、保険期間の営農計画に基づく保険期間中に見込まれる農業収入金額を計算します。
(→ 23ページへ)



農業収入金額を計算します

〈主な手順〉

①

保険期間の営農計画で入力した農産物等の種類等を入力します。

※ 保険期間に収穫（出荷）する割合が0%の農産物等や、備考欄に対象外と入力した農産物等は含めません。

②

期首棚卸高が見込まれる場合は、該当する農産物等の種類等ごとに見込在庫数量、見込単価を入力します。

※ 見込単価は、④の見込販売単価を用います。

③

作付予定面積等は、営農計画の「保険期間の収穫に係る作付面積」を転記します。

見込単収は、農業者の過去の平均単収や地域の平均単収などを入力します。

※ 農業者の過去の平均単収については、25ページの「保険期間の見込単収試算表」を活用します。

※ 見込単収は、①農業者の過去の平均単収、②全国連合会が準備する地域の平均単収
③加入請者自ら申告した客観的な資料に基づく単収のいずれを用いても構いません。

④

見込販売数量は、保険期間に販売が見込まれる数量を入力します。

見込販売単価は、農業者の過去の平均販売単価や地域の平均販売単価などを入力します。

※ 農業者の過去の平均販売単価については、26ページの「保険期間の見込販売単価試算表」を活用します。

※ 見込販売単価は、①農業者の過去の平均販売単価、②全国連合会が準備する地域の平均販売単価、③加入申請者自ら申告した客観的な資料に基づく販売単価のいずれを用いても構いません。

⑤

事業消費が見込まれる場合は入力します。

※ 見込事業消費単価は、④の見込販売単価、もしくはそれより低い価格で設定します。

⑥

期末棚卸高が見込まれる場合は、該当する農産物等の種類等ごとに見込在庫数量、見込単価を入力します。

※ 見込単価は、④の見込販売単価を用います。

⑦

畑作物の直接支払交付金などの数量払が見込まれる場合は見込数量払単価を入力します。

※ 見込数量払単価は、保険期間に交付される数量払の交付予定単価（実施要綱等に定められた平均交付単価）を基本に入力します。

○平均単収が計算できます。

※農業者の過去の実単収を用いて、平均単収を計算する場合に用います。

保険期間の見込単収試算表

(単位: 作付面積はa等、収穫量はkg等、単収はkg/10a等)

農産物			5年前(平成29年)			4年前(平成30年)			3年前(令和元年)			2年前(令和2年)			1年前(令和3年)			平均単収 ⑬	地域平均 単収 ⑭	備考
			作付 面積 ①	収穫量 ②	実単収 ③= ②÷①	作付 面積 ④	収穫量 ⑤	実単収 ⑥= ⑤÷④	作付 面積 ⑦	収穫量 ⑧	実単収 ⑨= ⑧÷⑦	作付 面積 ⑩	収穫量 ⑪	実単収 ⑫= ⑪÷⑩	作付 面積 ⑬	収穫量 ⑭	実単収 ⑮= ⑭÷⑬			
種類	品目	用途	a・頭	kg	kg/ 10a・頭	kg/ 10a・頭														
野菜	キャベツ								80	31,200	3,900	80	32,800	4,100				4,000		
麦類	小麦	数量払対象 (パン・中華麺用)							230	13,340	580	250	14,500	580				580		
米	うるち	主食用							430	23,435	545	430	23,005	535				540		
生乳	生乳	加工原料乳 以外							10	80,000	8,000	10	80,000	8,000				8,000		

①

②

③

〈主な手順〉

①

データのある農産物等の種類等を入力します。

②

データのある年の作付面積と収穫量を入力すると、実単収が計算できます。

※ 2年以上のデータを入力します。2年分を用いると判断した場合には、2年分のデータのみの入力で構いません。

③

平均単収は、計算した実単収のうち平年的な単収と思われる2年以上のデータの平均値を用います。

農産物受払帳等において、農産物ごとの収穫量等を記帳し、青色申告決算書の作付面積、収穫量の欄を整理しておくこと、申請しやすくなります。



○平均販売単価が計算できます。

※過去の販売単価を用いて、平均販売単価を計算する場合に用います。

保険期間の見込販売単価試算表

(単位:販売金額は円、販売数量はkg等、販売単価は円/kg等)

農産物又は畜産物			5年前(平成29年)			4年前(平成30年)			3年前(令和元年)			2年前(令和2年)			1年前(令和3年)			平均販売単価 ⑬	地域平均販売単価 ⑭	備考
			販売金額 ①	販売数量 ②	販売単価 ③= ①÷②	販売金額 ④	販売数量 ⑤	販売単価 ⑥= ④÷⑤	販売金額 ⑦	販売数量 ⑧	販売単価 ⑨= ⑦÷⑧	販売金額 ⑩	販売数量 ⑪	販売単価 ⑫= ⑩÷⑪	販売金額 ⑬	販売数量 ⑭	販売単価 ⑮= ⑬÷⑭			
種類	品目	用途	円	kg	円/kg	円	kg	円/kg	円	kg	円/kg	円	kg	円/kg	円	kg	円/kg			
野菜	キャベツ								3,600,000	31,200	115	3,900,000	32,800	119				117		
麦類	小麦	数量私消費 (パン・中華麺用)							740,000	13,340	55	750,000	14,500	52				53		
米	水稲 (うるち)	主食用							6,390,000	23,435	273	6,300,000	23,005	274				273		
生乳	生乳	加工原料乳 以外							7,920,000	80,000	99	8,080,000	80,000	101				100		

①

②

③

〈主な手順〉

①

データのある農産物等の種類等を入力します。

②

データのある年の販売金額と販売数量を入力すると、販売単価が計算できます。

※ 2年以上のデータを入力します。2年分を用いると判断した場合には、2年分のデータのみでの入力でも構いません。

③

平均販売単価は、計算した販売単価のうち平年的な販売単価と思われる2年以上のデータの平均値を用います

農産物受払帳等において、農産物ごとの販売数量、金額等を記帳し、整理しておくことで、申請しやすくなります。



収入減少が見込まれるときは、

自然災害や病虫害などにより収入減少が見込まれるときは、
 事故の発生状況等を連絡します。
 まずは、電話やメールでご連絡ください。NOSAI職員等が書類
 作成をサポートします。



収入保険における事故発生等通知書 (令和4年(年度))

1回目

令和4年8月20日

全国農業共済組合連合会会長理事 殿

① ② ③ ④

申請者 住所 東京都千代田区一番町●●
 氏名 農業 太郎

加入者管理コード

[受付年月日: 令和 年 月 日]

(1) 事故発生の通知

発生年月日			通知対象事故の概況			農産物又は畜産物			作付面積等の合計		農産物又は畜産物の数量減少の程度等	
年	月	日	事故の種類	事故の発生時期	収入減少が見込まれる時期	種類	品目	用途	作付面積等の合計 a、kg、頭等	作付面積等の特定 a、kg、頭等	数量減少の程度	左記の割合に該当する作付面積等の合計 (減少数量)
4	6	20	<input type="checkbox"/> 気象災害 <input type="checkbox"/> 病虫害 <input type="checkbox"/> 鳥獣害 <input checked="" type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 収穫までの事故 <input type="checkbox"/> 収穫後の事故	<input checked="" type="checkbox"/> 保険期間の収入減少 <input type="checkbox"/> 翌年(年度)以降の収入減少(年)	野菜	キャベツ		80a		10%未満・被害なし 10%以上～50%未満 50%以上～100%未満 100%	20a 60a
4	7	30	<input type="checkbox"/> 気象災害 <input checked="" type="checkbox"/> 病虫害 <input type="checkbox"/> 鳥獣害 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 収穫までの事故 <input type="checkbox"/> 収穫後の事故	<input checked="" type="checkbox"/> 保険期間の収入減少 <input type="checkbox"/> 翌年(年度)以降の収入減少(年)	米	水稲(うるち)	主食用	430a		10%未満・被害なし 10%以上～50%未満 50%以上～100%未満 100%	10a 180a 240a

○ 保険事故防止の取組内容 ※発生した事故に関して、これまで行った保険事故防止の取組内容を記載します。

キャベツ: 近隣のおペレーターに作業を依頼した。
 米: 適期防除および畦畔の除草の実施。
 (根拠書類: 農作業日誌)

【全国連合会の指導事項】

○ 事故発生後に行う保険事故防止の取組内容

米: 普及指導員の指導による薬剤散布を行った。

(2) つなぎ資金の貸付けの希望の有無(いずれかに○をしてください。)

希望する 希望しない

⑦

(3) 自己都合による栽培又は飼養の中止の通知

栽培又は飼養中止年月日			農産物又は畜産物			該当場所	
年	月	日	種類	品目	用途	所在地	作付面積 (a、kg、頭等)

事故の発生状況を連絡します



〈主な手順〉

電話・メール利用

①

通知対象事故が発生した年月日を記入します。

※ 通知対象事故とは、自然災害や病虫害などにより対象農産物等の種類ごとに1割以上の収入減少（1割以上の数量減少が目安）が見込まれる場合の事故です。

※ 事故の発生日が不明な場合は、収入減少が見込まれると判明した日を記入します。

②

事故の種類、事故の発生時期、収入減少が見込まれる時期について、それぞれ該当するものを選択し☑チェックします。

※ 事故の発生時期は、収穫までの事故か収穫後の事故かを選択し☑チェックします。
収入減少が見込まれる時期は、保険期間の収入減少か翌年以降の収入減少かを選択し☑チェックします。

※ 備考欄は、具体的な事故の内容、農産物等の状況等を記入します。

③

事故の発生した農産物等の種類等及び作付面積等を記入します。

※ 作付面積等は、保険期間の営農計画に記入した農産物等の種類等及び作付面積等と同じ内容を記入します。

④

圃場等の状況を目視により確認し、数量減少の程度に応じた面積を記入します。

※ ③の作付面積等の合計の面積と合致するように記入します。

⑤

事故発生前後に行った保険事故防止の取組内容を記入します。

⑥

つなぎ資金を希望される場合、「希望する」に○を付します。

※ 自然災害や価格低下等により保険金等の受け取りが見込まれる場合には、**必要に応じて、無利子によるつなぎ融資**が受けられます。

※ 価格低下により収入減少が見込まれる場合で、つなぎ融資を希望する農業者は、事故の発生状況等を連絡します。

⑦

自己都合により栽培等を中止する場合に記入します。

※ 例えば、災害の発生や加入者のけがや病気等によらずに、計画していた農産物等の栽培等を中止する場合は該当します。

事故発生の連絡は必ず行ってください。連絡がない場合は、保険金・特約補てん金が支払われないことがあります。



保険金等の

保険期間の年分の確定申告が終わったら、保険金等の請求手続きを行います。



(1) まず、保険期間の農業収入金額を計算します。

保険期間の農業収入金額実績申告書兼保険金等請求書 (令和4年(年度)分)

令和5年4月1日

全国農業共済組合連合会会長理事 殿

申請者住所 東京都千代田区一番町●●
氏名 農業 太郎

①

加入者管理コード

年(年度)の農業経営収入保険に係る農業収入金額等について、以下のとおり申告します。

- なお、本申告による収入金額に基づき計算される、保険金、特約補填金を請求するので「(2)収入減少要因及び保険事故防止の取組状況」のとおり申告します。
- なお、本申告による収入金額に基づき計算される、保険金、特約補填金の請求を予定しているので「(2)収入減少要因及び保険事故防止の取組状況」のとおり申告します。
- なお、保険金・特約補填金の請求をしません。

※該当するチェック欄口に✓を記入してください。

(1) 農業収入金額の計算

(単位:数量はkg等、単価は円/kg等、金額は円)

農産物又は畜産物			期首棚卸高		事業消費金額			家事消費金額 (対象外)	期末棚卸高			⑤農業収入金額 =②+③+④-① 円	見込農業収入金額 (J) 円	農業収入金額増減額 (K)=⑤-(J) 円	割合 =(K)/(J)		
			在庫数量 (A) kg	販売単価 (B) 円/kg	①金額 =(A)×(B) 円	②販売金額 円	事業消費数量 (E) kg		事業消費単価 (F) 円/kg	③金額 =(E)×(F) 円	在庫数量 (H) kg					販売単価 (I) 円/kg	④金額 =(H)×(I) 円
野菜	キャベツ																
麦類	小麦	数量私対象 (パン・中華麺用)															
米	うるち	主食用	500	273	136,500	4,700,700	400	273	109,200	0	100	273	27,300	4,700,700	6,339,060	-1,638,360	-26%
生乳	生乳	加工原料乳以外				7,800,000								7,800,000	8,000,000	-200,000	-3%
合計					136,500	18,457,500			109,200				27,300	18,457,500	21,441,260	-2,983,760	-14%

②

③

④

⑤

⑥

(※)

過去の農業収入金額申告書の作成のときと同様、青色申告決算書等の税務申告書類の写しなどが必要です。

※ これらの資料で整理できない金額がある場合は、その金額が記載されている会計帳簿があると整理しやすいです。



請求をします

〈主な手順〉

- ① 保険金・特約補てん金の請求の有無を☑チェックします。
※ 保険金・特約補てん金の請求は、農業収入金額実績の申告と同時に行う方法と、保険金・特約補てん金の支払予定金額を確認してから行う方法があります。
- ② 「保険期間の営農計画に基づく保険期間中に見込まれる農業収入金額」に入力した農産物等の種類等と同じ内容を入力します。
- ③ 期首棚卸高がある場合は入力します。
※ 「在庫数量」欄は、棚卸表に基づいて実績を入力します。「販売単価」欄は、加入申請の際に用いた見込単価と同額を入力します。
- ④ 青色申告決算書等から、補助フォームを用いて農産物等の種類等ごとの販売金額を整理し、入力します。
- ⑤ 事業消費金額がある場合は入力します。
※ 「事業消費数量」欄は、事業消費帳簿に基づいて実績を入力します。「事業消費単価」欄は、加入申請の際に用いた見込事業消費単価と同額を入力します。
- ⑥ 期末棚卸高がある場合は入力します。
※ 「在庫数量」欄は、棚卸表に基づいて実績を入力します。「販売単価」欄は、加入申請の際に用いた見込単価と同額を入力します。

(※)

見込農業収入金額からの減少割合が10%を超えている農産物等がある場合は、収入減少要因等の申告を行います（→ 31ページへ）。



(2) 次に、収入減少要因及び保険事故防止の取組状況を作成します。

(2) 収入減少要因及び保険事故防止の取組状況

農産物又は畜産物			収入減少要因	要因発生の理由	事故発生通知	確認事項		
種類	品目	用途						
野菜	キャベツ		<input checked="" type="checkbox"/> 数量減少 ※品質低下含む	<input type="checkbox"/> 気象災害 <input type="checkbox"/> 病虫害 <input type="checkbox"/> 鳥獣害 <input checked="" type="checkbox"/> その他	収穫期に2週間入院していたため、適期に収穫ができなかった。	通知した <input checked="" type="checkbox"/>	! 事故発生通知前後の取組内容がある場合は、該当欄に記入願います。	
			<input type="checkbox"/> 価格低下	<input type="checkbox"/> 豊作による需給の緩和 <input type="checkbox"/> 取引先からの要望 <input type="checkbox"/> 為替変動 <input type="checkbox"/> その他			<input type="checkbox"/> 実施した <input type="checkbox"/> 実施しなかった	<input type="checkbox"/> 実施した <input type="checkbox"/> 実施しなかった
野菜	キャベツ		<input type="checkbox"/> 数量減少 ※品質低下含む	<input type="checkbox"/> 気象災害 <input type="checkbox"/> 病虫害 <input type="checkbox"/> 鳥獣害 <input type="checkbox"/> その他		通知した <input type="checkbox"/>	! 事故発生通知前後の取組内容がある場合は、該当欄に記入願います。	
			<input checked="" type="checkbox"/> 価格低下	<input checked="" type="checkbox"/> 豊作による需給の緩和 <input type="checkbox"/> 取引先からの要望 <input type="checkbox"/> 為替変動 <input type="checkbox"/> その他			<input type="checkbox"/> 実施した <input type="checkbox"/> 実施しなかった	<input checked="" type="checkbox"/> 行っていない <input type="checkbox"/> 行った
米	水稻(うるち)	主食用	<input checked="" type="checkbox"/> 数量減少 ※品質低下含む	<input type="checkbox"/> 気象災害 <input checked="" type="checkbox"/> 病虫害 <input type="checkbox"/> 鳥獣害 <input type="checkbox"/> その他	生育期に、カメムシによる斑点米被害が発生した。	通知した <input checked="" type="checkbox"/>	! 事故発生通知前後の取組内容がある場合は、該当欄に記入願います。	
			<input type="checkbox"/> 価格低下	<input type="checkbox"/> 豊作による需給の緩和 <input type="checkbox"/> 取引先からの要望 <input type="checkbox"/> 為替変動 <input type="checkbox"/> その他			<input checked="" type="checkbox"/> 実施した <input type="checkbox"/> 実施しなかった	<input checked="" type="checkbox"/> 実施した <input type="checkbox"/> 実施しなかった

①

②

③

〈主な手順〉

- ① 該当する農産物等の種類等ごとに、収入減少要因、要因発生の理由の該当する箇所に☑チェックします。
 - ② 事故発生の通知を行っていた場合に☑チェックします。
 - ③ 事故発生通知の際に、保険事故防止の取組を申告した場合や、全国連合会等から指導があった場合は、その取組について、「実施した」又は実施しなかったに☑チェックを記入し、その取組内容を記入します。
- ※ 収入減少要因が価格低下の場合は、「意図的な値下げを行っていませんか」の該当箇所にも☑チェックします。
- ※ 「意図的な値下げ」とは、取引先と結託して、販売金額を引き下げ一方、販売代金とは別名目で金銭を受け取るなどの行為です。

NOSAI全国連が内容を審査後、保険金・特約補てん金を支払います。

虚偽の記入が判明した場合のほか、保険事故防止の取組を実施していなかった場合などは、保険金等をお支払いできないことがあります。

保険金及び特約補てん金の国庫負担相当分は、税務上、保険期間の総収入金額に算入することになります。

このため、保険期間の年分の確定申告に間に合うように、NOSAI全国連が、保険金及び特約ほてん金の見積りができるツールを準備し、農業共済組合等の職員がサポートします。



相談窓口

● 収入保険の補償内容など詳しいことは、以下の相談窓口にお問合せください。

全国農業共済組合連合会

〒102-0082 東京都千代田区一番町19番地

TEL：03-6265-4800(代)

ホームページ：http://nosai-zenkokuren.or.jp/



(ホームページ)



(Facebook)

都道府県	相談窓口	TEL	ホームページURL	都道府県	相談窓口	TEL	ホームページURL
北海道	北海道農業共済組合連合会	011-271-7235	https://www.hknosai.or.jp	福井県	福井県農業共済組合本所	0778-53-2701	https://www.nosai-fukui.jp/
	みなみ北海道農業共済組合本所	0144-84-5860	https://minami-hkd-nosai.or.jp/	長野県	長野県農業共済組合本所	026-217-5919	https://www.nosai-nagano.or.jp/
	北海道中央農業共済組合本所	0164-22-7070	https://www.nosaido.or.jp/	岐阜県	岐阜県農業共済組合本所	058-270-0082	https://nosai-gifu.or.jp/
	十勝農業共済組合本所	0155-59-2006	https://www.tokachi-nosai.or.jp/	静岡県	静岡県農業共済組合	054-251-3511	https://www.nosai-shizuoka.or.jp/
	北海道ひがし農業共済組合本所	0153-77-9183	http://www.nosai-doto.or.jp/	愛知県	愛知県農業共済組合本所	052-204-2411	https://www.nosai-aichi.jp/
	オホーツク農業共済組合	0157-66-6701	https://www.hknosai.or.jp/cgi-bin/index.pl	三重県	三重県農業共済組合本所	059-228-5135	http://www.nosaimie.or.jp/
青森県	青森県農業共済組合本所	017-775-1165	http://www.nosai-aomori.or.jp/	滋賀県	滋賀県農業共済組合本所	077-524-4688	http://www.nosai-shiga.or.jp/
岩手県	岩手県農業共済組合本所	019-601-7492	http://nosai-iwate.net/	京都府	京都府農業共済組合本所	075-222-5700	http://www.kyoto-nosai.jp/
宮城県	宮城県農業共済組合本所	022-225-6703	https://www.nosaimiyagi.or.jp/	大阪府	大阪府農業共済組合本所	06-6941-8736	http://nosai-osaka.com/
秋田県	秋田県農業共済組合本所	018-884-5254	http://www.nosaiakita.or.jp/	兵庫県	兵庫県農業共済組合本所	078-332-7166	http://www.nosai-hyogo.or.jp/
山形県	山形県農業共済組合本所	023-665-4700	http://www.yynosai.or.jp/	奈良県	奈良県農業共済組合本所	0744-21-6312	http://www.nosainara.jp/
福島県	福島県農業共済組合本所	024-521-2730	https://www.fukushima-nosainet.jp/	和歌山県	和歌山県農業共済組合本所	073-436-0771	http://www.nosai-wakayama.or.jp/
茨城県	茨城県農業共済組合連合会	029-215-8882	https://www.nosai-ibaraki.or.jp/	鳥取県	鳥取県農業共済組合本所	0858-37-5631	http://www.nosai-tottori.jp/
	水戸地方農業共済事務組合	029-293-8801	http://nosai-mito.or.jp/	島根県	島根県農業共済組合本所	0853-22-1478	http://www.nosai-shimane.jp/
	県東南農業共済組合本所	0296-72-7321	http://nosai-kenominami.or.jp/	岡山県	岡山県農業共済組合本所	086-277-5548	https://www.ok-nosai.or.jp/
	茨城北農業共済事務組合本所	0294-72-6226	http://nosai-ibakita.or.jp/	広島県	広島県農業共済組合本所	082-262-4711	http://www.nosai-hiroshima.or.jp/
	鹿行農業共済組合	0299-90-4000	http://www.nosai-rokko.or.jp/	山口県	山口県農業共済組合本所	083-972-7500	http://ymgc-nosai.org/
	茨城県みなみ農業共済組合	029-839-0164	http://nosai-minami.or.jp/	徳島県	徳島県農業共済組合本所	088-622-7731	https://www.nosai-tokushima.jp/
	茨城県西農業共済組合	0296-30-2912	http://www.nosai-ibanishi.or.jp/	香川県	香川県農業共済組合本所	087-899-8977	http://nosai-kagawa.jp/
栃木県	栃木県農業共済組合本所	028-683-5531	https://www.nosai-tochigi.or.jp/	愛媛県	愛媛県農業共済組合本所	089-941-8135	http://www.e-nosai.or.jp/
群馬県	群馬県農業共済組合本所	027-251-5631	https://www.nosai-gunma.or.jp/	高知県	高知県農業共済組合本所	088-856-6550	http://www.nosai-kochi.or.jp/
埼玉県	埼玉県農業共済組合本所	048-645-2141	http://nosai-saitama.or.jp/	福岡県	福岡県農業共済組合本所	092-721-5521	http://nosai-fukuoka.or.jp/
千葉県	千葉県農業共済組合本所	043-245-7447	https://www.nosai-chiba.or.jp/	佐賀県	佐賀県農業共済組合本所	0952-31-4171	https://www.nosai-saga.or.jp/
東京都	東京都農業共済組合	042-381-7111	http://www.nosai-tokyo.jp/	長崎県	長崎県農業共済組合本所	0957-23-6161	http://www.nosai-ngs.or.jp/
神奈川県	神奈川県農業共済組合本所	0463-94-3211	http://www.nosai-kanagawa.jp/	熊本県	熊本県農業共済組合本所	0964-25-3202	http://www.nosai-kumamoto.or.jp/
山梨県	山梨県農業共済組合本所	055-228-4711	https://www.nosai-yamanashi.or.jp/	大分県	大分県農業共済組合本所	097-544-8110	http://www.nosai-oita.jp/wp/
新潟県	新潟県農業共済組合本所	025-282-5149	http://www.nosai-niigata.or.jp/	宮崎県	宮崎県農業共済組合本所	0985-41-4747	https://nosai-miyazakiken.jp/
富山県	富山県農業共済組合本所	076-461-5333	http://www.nosai-toyama.or.jp/	鹿児島県	鹿児島県農業共済組合本所	099-255-6161	https://www.nosai-net.or.jp/
石川県	石川県農業共済組合本所	076-239-3111	http://www.nosai-ishikawa.or.jp/	沖縄県	沖縄県農業共済組合本所	098-833-8132	http://www.nosai-okinawa.jp/

農林水産省経営局保険課

TEL：03-6744-7147

ホームページ：http://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/syunyuhoken/index.html



(ホームページ)